

## 茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広報ちがさきへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 広報ちがさきに掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第8項に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) 労働者の募集に係るもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (10) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (13) 世論が大きく分かれているもの
- (14) 個人の宣伝に係るもの
- (15) 市政運営に支障があると認められるもの
- (16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が広報ちがさきを媒体として行

うものとして適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、広報ちがさきの第2面及び第3面の市長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、第2面及び第3面にそれぞれ4枠とする。

3 広告は、複数の枠を合わせて掲載することができる。

(1枠の規格)

第4条 広告1枠の規格は、縦5.4センチメートルで横12センチメートルとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1回の掲載につき、1枠当たり50,000円とする。この場合において、複数の枠を合わせて使用するときは、使用する枠数に応じた額とする。

2 複数回の掲載が一括して申し込まれたときは、別表に定める率を前項の額に乗じた額とする。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第6条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市区町村民税を滞納している者(個人にあつては、独立して自ら事業を営む者に限る。)

(2) 前号に掲げる者のほか、広報ちがさきに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を受けようとする者は、掲載を受けようとする広報ちがさきの発行日(複数回の掲載を受けようとする場合にあつては、最初の発行日)の3月前から40日前(当該発行日が1月15日又は5月15日の場合にあつては、45日前)までに、書面に、法人にあつては納期限の到来している直近の、個人にあつては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあつては、前年度)の市区町村民税の納税証明書を添えて市長に申し込まなければならない。

2 前項の納税証明書は、申し込み時にその原本を提示することで写しに、市区町村民税

の領収証書を提示することで領収証書の写しに代えることができる。

- 3 複数回の広告の掲載を受けようとする者は、一括して申し込む広告のうち最初に掲載する広報ちがさきの発行日から起算して6月を超える掲載を一括して申し込むことはできない。
- 4 市長は、前3項の規定による申し込みがあった場合において、広告の掲載をするときはその旨を、広告の掲載をしないときはその旨及び理由を申込者に通知するものとする。
- 5 広告掲載に係る契約は、書面により行うものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告主（広告掲載に係る契約を締結した広告主に限る。以下同じ。）は、掲載を開始する広報ちがさきの発行日（複数回の掲載の場合にあっては、最初の発行日）の30日前（当該発行日が1月15日又は5月15日の場合にあっては、35日前）までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(版下の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告の版下を作成し、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第11条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、掲載を取りやめようとする広報ちがさきの発行日（複数回の掲載の場合にあっては、当該取りやめに係る最初の発行日）の15日前（当該発行日が1月15日又は5月15日の場合にあっては、20日前）までに、書面により市長に申し出なければならない。

(契約の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第6条第2号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が第8条の規定に違反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。

(4) 広告主が第9条の規定に違反して市長が指定する期日までに版下を提出しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の契約を解除したときは、書面により、広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第13条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

(1) 第11条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき（第7条第1項に規定する申込期間が満了する前に申出があったときに限る。）。 広告の掲載の取りやめの申出があった広報ちがさきに係る掲載料に相当する額

(2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告の契約を解除したとき（その事由が広告主の責めによらないときに限る。）。 広告の契約を解除した広報ちがさきに係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱の規定により市長が決定したこの要綱の施行日以後にわたる複数回の広告の掲載は、それらの決定した日において、改正後の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）によって決定した複数回の掲載とみなす。

3 前項の場合において、広告主は、改正後の要綱施行前に広告掲載の決定を受け既に納付した掲載料と改正後の要綱に規定される掲載料との差額を超えない範囲で、掲載料を

納付することなく広告の掲載を受けることができる。ただし、平成19年3月15日までに発行する広報ちがさきへの広告掲載に限る。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱の規定により市長が決定したこの要綱の施行日以後にわたる複数回の広告の掲載は、それらの決定した日において、改正後の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）によって決定した複数回の掲載とみなす。
- 3 前項の場合において、広告主は、改正後の要綱施行前に広告掲載の決定を受け既に納付した掲載料と改正後の要綱に規定される掲載料との差額を超えない範囲で、掲載料を納付することなく広告の掲載を受けることができる。ただし、平成23年3月15日までに発行する広報ちがさきへの広告掲載に限る。

別表（第5条関係）

一括した申し込みにより広告を掲載する広報紙の発行回数	率
2回	0.9
3回、4回	0.85
5回～7回	0.8
8回～10回	0.75
11回、12回	0.7